

平成 30 年度 IoT ビジネス推進事業受託候補者選定委員会 設置要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、平成 30 年度 IoT ビジネス推進事業業務委託提案募集要項に規定する選定委員会として設置する IoT ビジネス推進事業受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、別表第 1 のとおりとする。

2 委員会には委員長を置き、産業観光局新産業振興室グリーンイノベーション・コンテンツ担当部長が務める。

3 委員長は委員会を代表し、会を掌理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 3 条 委員会は、委員長又は委員長の権限を代理するものが招集する。

2 委員会は、委員長が議長となる。

3 委員長は、やむを得ない場合は、委員の代理出席を認めることができる。

(審査等)

第 4 条 委員会は、次の事項を審査する。

(1) 平成 30 年度 IoT ビジネス推進事業業務委託提案募集に係る提案内容

(2) その他必要な事項

2 委員会は、前項の審査により適切とした提案の中から受託候補者を選定する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(評価基準)

第 5 条 委員会は前条に規定する審査等の実施に当たり、別表第 2 に掲げる評価基準に基づき、別表第 3 により評価する。

(ヒアリング)

第 6 条 委員会は、前条に規定する評価の実施に当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行うことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、産業観光局新産業振興室において行う。

(補足)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成 30 年 2 月 10 日から実施する。

別表第1（第2条関係）選定委員

産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション・コンテンツ担当部長
産業観光局 新産業振興室 新産業企画課長
産業観光局 産業戦略部 産業総務課長

別表第2（第5条関係）評価基準

評価項目	評価のポイント
業務遂行に必要とされる能力の確認 (50点)	<p>以下の項目について、仕様書に記載する業務の実施に当たっての具体的な実施計画を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市の産業政策及び市内中小企業者の現状について理解しているか。 ・IoT 関連分野について、幅広く見識を有しているか。 ・IoT 関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等を有しているか。 ・仕様書に記載する業務をより効率的・効果的に実施することができるか。 <p>なお、これまでに仕様書に記載する業務に関連する業務実績があり、当該業務の遂行に貢献できると評価できる場合は、加点します。</p>
独自提案業務に関する提案 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自提案業務について、市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための効果的な助言や提案をしてください。
関連事業に関する提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業について、市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための効果的な助言や提案をしてください。 <p>なお、関連事業の実施については本委託業務外としますが、受託候補者が実施するものであり、かつ、市内中小企業者へのIoT活用促進が拡大されると見込める場合は、別途、協議のうえ、本市が協力することがあります。</p>
実施体制 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定められた内容を安定的に実施することができる体制であるか。 <p>なお、京都市内に拠点を置き、効率的に当該業務を遂行できると評価できる場合は、加点します。</p>
見積金額 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の数式により算出する。 $\text{評価点} = 5 \text{点} \times (\text{全提案者中の最低提案価格}) / (\text{提案者の提案価格})$ <p>ただし、小数点以下は切り捨て</p>

別表第3 (第5条関係) 選定評価表

評価項目	評価ポイント【評価書類】	評価基準	評価点
問い合わせ対応・情報発信に関する提案 (50点)	京都市の産業政策及び市内中小企業者の現状認識 (10点)	A: 想定を超えて優れている (10点) B: 優れている (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	点
	IoT 関連分野の見識 (10点)	A: 想定を超えて優れている (10点) B: 優れている (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	点
	IoT 関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等 (10点)	A: 想定を超えて優れている (10点) B: 優れている (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	点
	本業務を効率的・効果的に実施するための提案 (10点)	A: 想定を超えて優れている (10点) B: 優れている (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	点
	【加点要素】 関連する業務実績 (10点)	A: 有用な業績が5件以上 (10点) B: 有用な業績が4件 (8点) C: 有用な業績が3件 (5点) D: 有用な業績が2件 (3点) E: 有用な業績が1件 (1点) F: 有用な実績がない (0点)	点
独自提案業務に関する提案 (20点)	市内中小企業者によるIoTの活用を促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための助言や提案	A: 自社による取り組みを提案するなど効果が期待できる (20点) B: 自社以外による取組を提案するなどやや効果が期待できる (15点) C: 標準 (10点) D: やや不十分 (5点) E: 不十分 (0点)	点
関連事業に関する提案 (10点)	市内中小企業者によるIoTの活用を促進し、将来的に市内へ拡大波及させるための助言や提案	A: 効果が期待できる (10点) B: やや効果が期待できる (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	
実施体制 (15点)	業務内容を安定的に実施できる体制か (10点)	A: 効果が期待できる (10点) B: やや効果が期待できる (8点) C: 標準 (5点) D: やや不十分 (3点) E: 不十分 (0点)	点
	【加点要素】 提案者が市内に拠点を置いていると判断できる (5点) 提案者が市内に拠点を置いていると判断できない (0点)		点
見積金額 (5点)	5点×(全提案者中の最低提案価格)÷(提案者の提案価格) ただし、小数点以下は切り捨て		点
合 計			点